

◎昭和五一年一月二三日民二第九〇〇号法務局長、地方法務局長宛法務省民事局長通達 同
日民二第九〇一號法務局長、地方法務局長宛
民事局第二課長依命通知
離婚届等不受理申出の取扱いについて（通達）

離婚届の不受理申出については、従前の取扱いを左記のとおり改めることとするので、これを了知の上、貴管下各支局長及び市区町村長に周知方取り計らわれたい。

なお、他の創設的届出について不受理申出があつた場合も、同様に取り扱つて差し支えない。

記

一 異婚の意思がない者又はいつたん離婚の意思をもつて協議離婚届に署名したがその後離婚意思を翻した者が、協議離婚の届出がされるおそれがあるとして、右届出があつてもこれを受理しないよう申し出たときは（以下この申出を「不受理申出」という。）右申出を受け付けた後に提出された離婚届はこれを受理しないものとする。

二 不受理申出は、申出人の本籍地市区町村長に対してもとする。

三 前項の申出書が非本籍地市区町村長に提出されたときは、当該市区町村長はこれを受け付け、かかる後これを本籍地市区町村長に送付するものとする。

四 不受理申出を受け付けた市区町村長は、第一項により不受理の取扱いをする期間（以下「不受理期間」という。）として、申出人に六箇月以内の一定期間を右申出書に記載させるものとする。

五 不受理期間中に申出人の転籍届があつた場合には、原籍地市区町村長は申出書を転籍地市区町村長に送付するものとする。この場合においては、不受理申出

は、転籍時の残存不受理期間について転籍地市区町村長に対してされたものとする。

六 不受理期間中に協議離婚の届出が受理され、その届出による戸籍の記載がされていない場合には、本籍地市区町村長は、監督法務局、地方法務局又はその支局（以下「監督局」という。）の長の指示を受けて、その受理した届出に関する処理をするものとする。

七 不受理期間中に協議離婚の届出が受理され、その届出により戸籍の記載がされた場合において、相当と認めるとときは、本籍地市区町村長は、戸籍法第二十四条第二項の規定による許可を求めるものとする。

八 前二項の場合において、監督局の長は、調査の結果届出時に離婚届出の意思が欠如していたと認めるときは、本籍地市区町村長に対し、当該届出を無効なものとして所要の処理について指示し又は許可するものとする。

九 現に非本籍地で保管中の不受理申出書で本通達の日に残存不受理期間の存するものは、速やかに本籍地市区町村長に送付するものとする。この場合において、不受理申出は、右残存不受理期間について本籍地市区町村長に対してされたものとする。

十 本通達の日の前日までに受理された協議離婚の届出

のうち、当該届出に關し、本籍地市区町村長に對して不受理申出がされていたものについては本通達を適用し、非本籍地市区町村長に對して不受理申出がされたものについてはなお従前の例による。

法務省民二第九〇一號

昭和五十一年一月二十三日

法務省民事局第二課長 加藤一組

法務局長殿
地方法務局長殿

離婚届等不受理申出の取扱いについて（依

命通知）

本日付け民二第九〇〇号民事局長通達により、標記の取扱いを改めることとなつたが、具体的な事務手続については、左記要領により処理されたく通知する。

記

- 一 不受理申出は書面によることとし、その様式は別紙に準ずるものとする。
- 二 申出書の記載に不備があり、これを直ちに補正させることができない場合であつても、申出の対象とする届出及び申出人が特定できる限りは、右申出書を受け付けるものとする。
- 三 郵便による不受理申出を受け付けた場合には、封筒

に不受理申出の旨、受付の年月日及び受付番号を記載し、これを申出書に添付して保存するものとする。

四 通達第三項、第五項又は第九項によつて申出書の送付を受けた市区町村長は、右送付を受けた時までの不受理期間中に申出の対象である届出がされているか否かを調査するものとする。

五 不受理申出がされた場合には、当該戸籍の直前に着色用紙をとじ込む等の方法を講ずることは差し支えないが、戸籍に直接符箋等を貼付することのないよう配意するものとする。

六 不受理申出の取下げをする場合には、取下書を提出させるものとする。

七 通達第六項の場合に、監督局の長の指示によりその届出に基づく戸籍の記載をしないこととするときには、本籍地市区町村長及び届出地市区町村長は、届書及び受付帳にその旨を記載し、届書は届出人に返戻するものとする。

八 申出書類の閲覧及び記載事項証明については、戸籍法第四十八条第二項の規定に準じて取り扱うものとする。

九 申出書は、不受理期間終了後三年間これを保存するものとする。

別紙(B列4番)

不受理申出 昭和 年月日申出 長 股		受付 昭和 年月日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	発送 昭和 年月日 長印
		送付 昭和 年月日 発収簿番号 第 号 整理番号 第 号	
不受理処分をする届出	書類調査 戸籍調査		不受理期間終了日 年月日
	届		
	氏名 生年月日	年月日	年月日
	住所 住民登録をしているところ	番地 番号	番地 番号
	本籍	番地	番地
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名
申出理由		<input type="checkbox"/> 届出の意思がなく、届書に署名押印したこともない <input type="checkbox"/> 届書に署名押印したが、その後、届出の意思をなくした	
不受理期間 (上記届出について) (不受理の取扱いをする期間)		<input type="checkbox"/> 本申出書受付の日から6箇月間 <input type="checkbox"/> 本申出書受付の日から□年□月□日まで (6箇月を超えないようにすること)	
その他			
上記届出が不受理期間中に提出された場合には、これを受理しないようお願いします。			
申署名押印	印		
連絡先 (連絡方法の希望)	電話 (希望)		

注意事項

- 1 あなたが届出人でない届出についての不受理申出はできません。
- 2 この不受理申出書はできるだけ本籍地の市区町村に提出してください。
- 3 不受理期間を記載しない場合又は6箇月を超える期間を記載した場合には、不受理期間を6箇月とします。
- 4 あなたが不受理期間中に転籍した場合には、以後、この申出は転籍地市区町村長に対する申出となります。
- 5 不受理の取扱いをすることについて市区町村・法務局から質問又は出頭依頼をする場合がありますので、確実な連絡先を記載してください。
- 6 不受理申出の意思を改めた場合には、必ず自分で署名押印した取下書を提出してください。
- 7 不受理期間終了後も不受理の取扱いを希望する場合には、改めて申出書を提出してください。提出のない限り、申出の意思をなくしたものとして取り扱います。